

## 政府が目指している 秘密保全法の どこが問題か

2012.4.18 at 愛知県弁護士会館  
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会

	秘密保全法	スパイ防止法 (1985年廃案)
対象	国の安全・外交 公共の安全・秩序維持	防衛・外交
処罰	財物の窃取、不正アクセス 侵入、欺もうなどによる取得	不正な方法での探知、 収集、外国通報
罰則	5年～10年	上限死刑
人的 管理	あり	なし

### キーワードは 特別秘密

- ・特別秘密に指定されると  
→情報公開の対象外
- ・特別秘密を漏えいすると  
→処罰(最長10年懲役)される
- ・特別秘密を扱おうとすると  
→人的管理(調査)の対象となる

では特別秘密ってなんだ？

### 特別秘密ってなんだ？

秘密保全のための法制の在り方に関する  
有識者会議「秘密保全のための法制の在り  
方について(報告書)」(平成23年8月8日)

「厳格な保全措置の対象とする、  
特に秘匿を要する秘密」

↓  
???

### 特別秘密の対象(報告書より)

対象は3つ

- ①国の安全
- ②外交
- ③公共の安全及び秩序の維持

→何が①②③にあたる情報が問題  
かつて・・・在外公館のワインの代金についての  
情報＝外交情報とされたことも  
(外務省 在外公館報償費情報公開訴訟)

③公共の安全及び秩序の維持が  
特別秘密とされることの重大性

- 1) 国家機密法では対象とされて無かった  
→対象の拡大
- 2) なんでも「公共の安全及び秩序の維持」に  
関する情報になる、  
例えば、SPEEDI情報  
原子力委員会委員長作成の  
「原発事故最悪のシナリオ」  
政府の原発・震災関係議事録  
→公共の安全及び秩序を害する！！

### 特別秘密の定め方(報告書より)

特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくこと

問題点: ほとんどすべての情報を規定すれば  
秘密化が許される  
(例: 自衛隊法)

### 特別秘密の要件(報告書より)

「我が国の①防衛上、②外交上又は③公共の安全及び秩序の維持上特に秘匿することが必要である場合」  
「その漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」などを要件とすること

### 要件?

誰が判断するのか 誰にとって秘匿が必要か

### 曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

- ①特別秘密の漏えい(過失も含む)
- ②特別秘密の漏えいの共謀(特別秘密を漏らすことを協議する)行為
- ③独立教唆行為(秘密を漏らす気にさせること)
- ④煽動行為(煽動すること一何だ?)
- ⑤「特定取得行為」→犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの

### 曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

この辺 →  
曖昧

特別秘密といわれる部分

本当の秘密

- \* どの部分の情報を漏えいしたら処罰されるのか
- \* 処罰される行為は何なのか
- 二重の意味でわからない。

### 曖昧な部分

↑ 処罰されるといけないので(過失も含む)公開しないし、取材も控える

### 特別秘密といわれる部分

↑ 本来公開されなければならないところも公開されないし、取材も控える

### 知る権利の死滅

● わからないとどうなるか

### 知る権利の死滅①

#### 情報公開はどうか

- 1) 「特別秘密」は情報公開法の対象情報から外れる
- 2) 公開請求に対しては「不存在」を理由に非公開
- 3) 仮に取消訴訟で「特別秘密にあたらない」とされた(勝訴)場合は?
- 4) 情報公開法5条3号4号により全面非公開に

### 情報公開制度の形骸化

## 知る権利の死滅②

### 報道はどうなるか

特別秘密の範囲が不明確+処罰される行為が広すぎる。  
不明確

- 1) 本当の秘密←情報が開示されない・処罰される行為が何かかわからない=取材そのものを差し控える
- 2) 特別秘密といわれる部分←開示されていた情報が開示されない・処罰される行為が何かかわからない =取材そのものを差し控える
- 3) 曖昧な部分←処罰される行為が何かかわからない =取材そのものを差し控える

↓  
調査報道の窒息

## 特別秘密と市民=人的管理

特別秘密を扱う→本人

- ①人定事項 ②学歴・職歴
- ③我が国の利益を害する活動
- ④外国への渡航歴 ⑤犯罪歴 ⑥懲戒処分歴
- ⑦信用状態 ⑧薬物・アルコールの影響
- ⑨精神の問題に係る通院歴
- ⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴

配偶者・子など

- ①人定事項 ②信用状態 ③渡航歴など

## こんな社会に

情報公開=都合の悪い情報は皆特別秘密で  
情報公開法の対象外(不存在に)  
(公開する側)処罰されることも考えたら、公開するか  
非公開にするか迷ったら不存在

取材の自由=処罰されない情報だけを取材・調査報  
道の窒息

人的管理=政府による市民の監視

↓  
政府の都合のよい情報だけが流通し、  
秘密を漏らす市民を政府が監視する社会

## そもそも立法事実はあるか？

- 尖閣沖漁船衝突事件  
→秘密扱いされていなかった
- ボガチョンコフ事件(三等海佐がロシアの大佐に過去に不正に複写した資料を交付した事件)  
→文書管理の徹底・職員の身上把握などの対策済み

↓  
立法の必要性なし

## 非公開情報の正しい取り扱い①

- 1) まずは公開原則を徹底する  
情報公開法5条3号4号「おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」  
→「おそれがある情報」に改正を

- 2) その上で、公開できない情報が公開できる時期を定める

## 非公開情報の正しい取り扱い②

情報漏えいは物的管理

→電子情報の流出・サイバーテロ対策こそ重要

## 秘密保全法制

2012. 4. 18

日弁連憲法委員会副委員長

日弁連秘密保全法制対策本部

川口 創

## 第1 秘密保全法性とは

## 1 これまでの経緯

- ・2011年8月8日、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が出した「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」を公表
- ・2011年10月7日、政府における情報保全検討委員会は、「秘密保全に関する法制の整備について」において、報告書の内容に沿って法案化作業を進めることを決定
- ・今国会での提出は断念

## 2 秘密裏に進められた秘密保全法制の議論

- ・検討チームの議事録なし。
- ・政府における情報保全検討委員会は各回10から30分程度
- ・有識者会議の実態は、「事務局案」の受け入れ。

## 第2 秘密保全法制の内容

## 1 政府が決めた「特別秘密」を「保全」するための制度

- ・人的管理、物的管理、罰則によって、「特別秘密」を保全

## 2 特別秘密とは

- ・「国の安全」
- ・「外交」
- ・「公共の安全及び秩序の維持」  
→きわめてあいまい。この判断は政府がする。事後的に。

## 3 人的管理

- ・特別秘密を取り扱う者を選定するにあたり、「適正評価制度」の導入。  
→対象者のプライバシーを洗いざらい調べる。

## 4 処罰対象

- ①故意の漏洩行為
- ②過失の漏洩行為
- ③特定取得行為
- ④未遂行為
- ⑤共謀行為
- ⑥共同教唆行為および扇動行為
- ・特定取得行為  
～ i) 財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理を害

する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

- ii) 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行、脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合

→犯罪に至らないまで「社会通念上是認できない行為」まで処罰される。

※「特殊の友情関係を利用するという不当な方法」もすでに日米安保条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法江代6条違反でよこすかのクリーニング業者が処罰されている。

これがさらに拡大していく。

→無限の拡大

### 第3 国家機密法との違い

- 1 対象は拡大～公共の安全、秩序維持に関する情報が付け加えられている  
→原発情報も含まれる。
- 2 処罰対象となる取得行為  
→拡大かつさらにあいまい
- 3 未遂や過失が含まれるところは同じ
- 4 罰則 死刑はさすがにないが…。

### 第4 本当に必要か

- 1 立法事実はない
- 2 これまでの問題はすでに法律上で対処済み
- 3 本当の理由は？  
日米の安全保障・防衛協力の強化が狙い。

### 第5 この先にある社会

- ～知る権利が完全に奪われるだけでなく、本当のことを知ろうとも出来ない、萎縮した自由のない管理社会へ。
- ～民主主義社会が壊れる。

### 第6 今の憲法状況

- 1 自民党の新憲法草案4月末に
- 2 原発や震災に対して

日弁連秘密保全法制シンポ資料 2012.4.13 作成/田島泰彦

●国家秘密保護法制 これまでとこれから

\*以下の表記は簡略化してある

I 防衛秘密法制以前 ～2001年

1 国家秘密保護一般 ▼公務員の守秘義務と違反への処罰/国家公務員法

[秘密の範囲] ・職務上知りえた秘密

[処罰の対象] ・漏洩 ・そそのかし等 / ・懲役1年

[規制の対象] ・国家公務員 ・市民

\*なお、地方公務員についても同様の規制(地方公務員法)がある

2 軍事秘密

①▼米軍の機密/日米刑事特別法

[秘密の範囲] ・合衆国軍隊の機密

[処罰の対象] ・漏洩 / ・探知、収集 / ・陰謀、教唆、扇動 / ・過失、未遂 / ・懲役10年

[規制の対象] ・市民

②▼(旧)防衛秘密/MSA 秘密保護法

[秘密の範囲] ・米国政府から日本に供与された装備品等および情報

[処罰の対象] ・漏洩 / ・探知、収集 / ・陰謀、教唆、扇動 / ・過失、未遂 / ・懲役5年

[規制の対象] ・市民

③▼庁秘/自衛隊法

[秘密の範囲] ・職務上知りえた秘密 / ①機密②極秘③秘、の区分

[処罰の対象] ・漏洩 / ・教唆等 / ・懲役1年

[規制の対象] ・自衛隊員 ・市民

II 国家秘密法案 1985年、1986年

[秘密の範囲] ・防衛秘密(外交も含む)

[処罰の対象] ・通報 / ・漏洩 / ・探知、収集 / ・陰謀、教唆、扇動 / ・未遂、過失、国外犯

[規制の対象] ・国家公務員等 ・市民

[秘密指定・重罰化] ・別表で事項列挙 / ・行政機関の長が指定 / ・無期懲役 / ・報道除外

III 軍事秘密法制の再編 2001年～

1 防衛秘密法制の成立 ▼(新)防衛秘密/自衛隊法の改正 2001年

[秘密の範囲] ・防衛秘密

[処罰の対象] ・漏洩 / ・教唆、扇動等 / ・過失、未遂、国外犯

[規制の対象] ・自衛隊員 ・一般国家公務員 ・防衛産業従業員

[秘密指定・重罰化] ・別表で事項列挙 / ・防衛大臣の指定 / ・5年の懲役

2 軍事秘密法制の再編

・①米軍の機密②特別防衛秘密(旧・防衛秘密)③(新)防衛秘密④庁秘、の4類型へ

・庁秘は「秘」のみに一元化

IV 秘密保全法制 ▼特別秘密/秘密保全法案

[秘密の範囲] ①国家の安全②外交③公共の安全及び秩序の維持、に関する秘密

[処罰の対象] ・漏洩 ・特定取得行為 / ・教唆、扇動等 / ・過失、未遂、国外犯

[規制の対象] ・国家公務員 ・地方公務員 ・独法職員 ・大学・企業の従業員

[秘密指定・重罰化] ・別表で事項列挙 / ・行政機関の指定 / ・5年から10年の懲役

[その他] ・適性評価制度の導入 / ・国会、裁判所にも保全法制を要請

## 自衛隊法別表第四

### 別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

2012(平成24)年3月18日

各位

情報問題対策特別委員会  
委員長 新海 聡

## 「秘密保全法に関する連続学習会」開催のご案内

政府が今国会に提出を目指している「秘密保全法」は、情報公開制度を形骸化させ、報道の自由を制約し、さらには秘密保全の名の下に市民の監視を強化するものであることが明らかになってきました。愛知県弁護士会は秘密保全法制の創設に反対する意見書を採択していますが、法制化を阻止するために、一人でも多くの方々に秘密保全法の問題点を理解して戴きたいと考え、下記の日程で広く弁護士以外の方々をも対象として「秘密保全法に関する連続学習会」を企画しました。

お知り合いの方々にも呼びかけて、是非多くの方にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

記

### 【学習会内容】

情報問題対策委員会の委員による「秘密保全法」の説明  
質疑応答、法制化阻止のための情報・意見交換

~~第1回 日時：平成24年3月15日(木) 午後6時～8時~~

~~第2回 日時：平成24年4月18日(水) 午後6時～8時~~

第3回 日時：平成24年5月18日(金) 午後6時～8時

開催場所：愛知県弁護士会館 5階「ホール」  
(住所：名古屋市中区三の丸1-4-2)

参加費無料

【問い合わせ先：愛知県弁護士会（第2課人権・法制係） 052-203-1651】

### 秘密保全法に関する連続勉強会

第3回（5月18日）に（ ）出席します。・（ ）欠席します。

所属（ 弁護士 ・ 修習生 ・ 一般 ）

ご氏名（ ）

◇お手数ですが、愛知県弁護士会事務局第2課人権・法制係（担当：浅野）までお届けください（FAX：052-204-1690）。